

いじめを見逃さない・

風通しのよい学校づくり

～児童が安心して学ぶことができる環境を～

「いじめ防止基本方針」



令和6年4月

かほく市立外日角小学校

— 目 次 —

1	いじめの理解	1
2	いじめの問題への基本姿勢	4
3	いじめの未然防止	5
4	いじめの早期発見	8
5	いじめへの対処	9
6	インターネット上のいじめへの対応	13
7	重大事態への対処	16
8	年間指導計画表	19
	参考資料 重大事態、主な相談機関の案内について	20

1 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめの態様】

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（国の基本方針：文部科学省）

【留意点】

- ◎個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。
- ◎いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ◎いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
- ◎「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ◎「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ◎けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ◎行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など）についても、加害行為を行った児童に対する指導等については、「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ◎いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合においてその全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。下記のような場合、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。
 - ・好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合。

- ・軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、「いじめ問題対策チーム」において情報共有することは必要である。

(2) いじめ行為の転化

いじめは笑いに隠される。いじめ被害者は、自分がいじめられている（^{はずかし}辱められている・^{おとし}貶められている）という事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っている。そのため、いじめという行為を“冗談”や“遊び”に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうとする。しかし、このことが逆に、いじめ行為を継続・悪化させることにもなり、教職員によるいじめ発見を難しくさせることがある。また、加害者から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。さらに、いじめの早期発見ができなかった教職員自身の逃げ口上にもなりえる。

被害者が笑っていた、楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

(3) いじめの四層構造

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、その中からいじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるような学級経営を行うことが大切である。



(4) いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として、以下等が挙げられる。

- ①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）
- ②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級・ホームルーム集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）
- ③ねたみや嫉妬感情
- ④遊び感覚やふざけ意識
- ⑤金銭などを得たいという意識
- ⑥被害者となることへの回避感情

(5) 犯罪につながるいじめ

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや児童の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような、

直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。また、「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、児童に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

【犯罪に該当する可能性がある行為について】

- ・同級生の腹を殴ったり蹴ったりする→「暴行」(刑法第 208 条)
- ・顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる→「傷害」(刑法第 204 条)
- ・プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする→「暴行」(刑法第 208 条)
- ・学校に来たら危害を加えると脅す・脅すメールを送る→「脅迫」(刑法第 222 条)
- ・断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる→「強要」(刑法第 223 条)
- ・断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる→「恐喝」(刑法第 249 条)
- ・教科書等の所持品を盗む→「窃盗」(刑法第 235 条)
- ・暴行又は脅迫を用いて他人の財物を奪い取る→「強盗」(刑法第 236 条)
- ・自転車を故意に破損させる→「器物損壊等」(刑法第 261 条)
- ・校内や地域の壁や掲示板、インターネット上のサイトに実名を挙げて、「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く
→「名誉毀損」(刑法第 230 条)、「侮辱」(刑法第 231 条)
- ・断れば危害を加えると脅し、性器を触る→「不同意わいせつ」(刑法第 176 条)
- ・児童の裸の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する
→「児童ポルノ提供等」(児童買春・児童ポルノ禁止法第 7 条)

2 いじめの問題への基本姿勢

(1) 学校を挙げた積極対応

ア 学校に校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進すること

「いじめ問題対策チーム」を常設し、平時からいじめの問題に備えるとともに日々の教職員の見守りを通して、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確にいじめを認知すること。

イ 警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進すること

関係機関等との連携を深め、積極的に外部の人材の活用を進めるとともに、学校側からも積極的に情報を発信するなど、双方向に「風通しのよい」関係をつくること。

ウ いじめの問題に組織的に対応し、児童が安心して学べる環境を整えること

いじめの問題が発生した場合には、関係教職員による個別案件対応班を組織し、役割分担に沿った迅速で的確な対応を行い、いじめの早期解消を図るとともに、いじめは再発する可能性が十分にあることを踏まえ、解消後も日常的に注意深く観察すること。

(2) 平時からの基本姿勢

ア いじめは、「どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識すること

全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象とした事前の働きかけ（未然防止の取組）を行うことが、最も合理的で最も有効な対策であることを認識すること。

イ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底すること

いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すとともに、いじめている児童については、警察等との連携も含め、毅然とした対応をとることを示すこと。

ウ 児童一人一人を大切にしている意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること

教職員の言動が、児童に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにすること。

エ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること

一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

オ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全職員で共有すること

児童が発するサインを見逃さないよう、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努めるとともに、児童の実態に合わせた定期的なアンケート調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応すること。

3 いじめの未然防止

(1) 発達支持的生徒指導

発達支持的生徒指導は、全ての児童を対象に、授業をはじめとした全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものである。このことを踏まえ、「全ての児童にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」を目指し、発達支持的生徒指導に努める。

- ①「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す
- ②児童の間で人間関係が固定化されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする
- ③「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む
- ④「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す

(2) いじめを許さない雰囲気づくり

全校集会や学級活動等で校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。また、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりする場合がある。特に、教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行った児童や周りで見ている児童を容認するとともに、いじめを深刻化させることから、指導の在り方には細心の注意を払う必要がある。

(3) 分かる授業づくり

児童が学校で過ごす一番長い時間は授業であり、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスの要因とならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めるとともに、生徒指導の4つの視点（①自己存在感の感受 ②共感的な人間関係の育成 ③自己決定の場の提供 ④安全・安心な風土の醸成）を生かしながら、児童が主体となる授業改善に努める。

【主な取組】

- ・学校研究の重点「子ども自ら選択し、自己決定する場の設定」を意識した授業
学習方法や学習形態、教材等を工夫しながら子ども自ら選択し、自己決定する場を設定することで子ども主体の授業を目指す。
- ・学校研究の充実
研究授業で指導主事を要請したり、学年会で教材研究の時間を確保したりするなどして授業改善・授業力向上を図る。

(4) 道徳教育や人権教育等の充実

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実等により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

【主な取組】

・学校の教育活動全体を通じた道徳教育

道徳教育のねらい（豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する）を全教職員で共通理解し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を意図的・計画的に実践する。

- ・週案に内容項目を明記し、ねらいを明確にした道徳の授業を実施する。
- ・年間指導計画を週案に綴り、終了した内容項目をチェックする。
- ・児童にとって魅力的な資料提示となるよう、地域教材の開発や地域人材の活用等を推進し、児童の心に残る道徳の時間を心がける。
- ・人権週間に、絵本やその他の資料等を用いて人権に関わる授業を実施する。

（５）障害等のある児童への支援

- ・発達障害を含む障害のある児童が関わるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行う。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進を図るとともに必要な対応をとる。
- ・各種感染症の罹患者や濃厚接触者を対象とした差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などが起こることのないよう、児童に対して指導するとともに保護者に対しても理解を求める。

（６）自己有用感や自己肯定感を育む取組

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。

【主な取組】

- ・運動会、6年生を送る会等でより多くの児童に役割を与える。
- ・宿泊体験学習（高学年）で、さまざまな自然に触れたり普段の学校生活ではなかなかできないような体験活動に取り組んだりする。
- ・「新一年生を迎える会」や「なかよしレクリエーション」、「なかよし掃除（縦割りグループによる掃除）」など、異学年集団での活動を取り入れる。
- ・体力づくりの取り組みとしてスポチャレいしかわに参加し、グループで力を合わせて、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を意図的に設け、児童の自己肯定感を高める。

（７）児童会などが中心となる取組

児童会が中心となり、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、議論する活動を推進する。そして、「いじめを絶対に許さない」という意識を児童一人一人につけ、学校全体でいじめ撲滅に取り組む雰囲気をつくる。

【主な取組】

- ・児童会の委員会活動等を充実させる。
- ・なかよしグループ活動を通して、児童同士の交流を広めたり、深めたりする機会を持つ。そして、異学年等の交流を通じ、「お世話される体験」と成長したあとに「お

世話する体験」の両方を経験し、自己有用感や自ら進んで他者と関わろうとする意欲などを培う。

(8) 情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守ることの意味について理解させるなど、情報モラル教育を児童の発達段階に応じて推進する。また、携帯電話・インターネット等の利用の問題に関しては、家庭との連携を図り、適切に指導を行う。

(9) 家庭や地域と連携した取組

学校いじめ防止基本方針の策定後、児童や保護者・地域に対して、その主旨が理解されるよう努める。また、学校のホームページで公表するとともに、学校だより等を通じて家庭との連携協力を図る。

【主な取組】

- ・非行・被害防止講座の実施
保護者や地域の人々を対象に開催し、「ネットいじめ」の事例などをもとに、いじめの問題に対する理解を深めるとともに、家庭や地域で果たすべき役割等について考える機会とする。
- ・家庭や地域からの情報収集
積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の防犯協議会などへ参加して地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を構築する。

(10) 年間指導計画の作成と評価

学校としてのいじめ対策の達成目標を設定し、どのような取組をいつ実施するかというのを年間計画として定め、学校評価において目標の達成状況を確認・検証しながら、児童が自己指導能力を獲得することを旨とする。

4 いじめの早期発見

(1) アンケート調査や教育相談の実施

定期的なアンケート調査や児童理解の会を年間計画に基づき実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。ただし、アンケートはあくまで手法の一つであり、本当のことを書けなかったり、実施した後にいじめが起きたりする場合があることに留意しなければならない。なお、アンケート実施後には、速やかに内容の確認を行い、少しでもいじめに関係すると思われる内容が見いだされたときには、時を置かずに対応する。

(2) 教師と児童の信頼関係の構築

いじめの訴えや発見は、教師と児童の信頼関係の上で初めてありうることを踏まえ、日常的な人間関係づくりが必要である。休み時間や放課後等での観察や声かけ等での交流を通じて、信頼関係を構築し、交友関係や悩みを把握するように努める。なお、児童から相談があった場合、後で話を聞くといって対応しないなど、その思いを裏切ったり踏みにじったりしないよう、十分注意しなければならない。

(3) 家庭や地域との連携

保護者による学校評価アンケートや保護者懇談等を通して、家庭との連携を図るとともに、日頃からPTAや学校運営協議会等の地域の人々とも連携を密に行い、児童が健やかに成長するよう学校と家庭、地域が一体となって見守ることができるよう支援していく必要がある。

(4) 教職員間の情報共有

いじめに関する情報については、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、学校全体で組織的に共有することが必要である。

5 いじめへの対処

(1) いじめに対する組織的対応

いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ問題対策チーム」を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携のうえ、対策を推進する必要がある。また、当該チームは、本校の基本方針の策定や見直し、いじめに関する取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてP D C A サイクルで検証を担う役割がある。

ア いじめ問題対策チーム（常設）について

①目的

いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

②構成

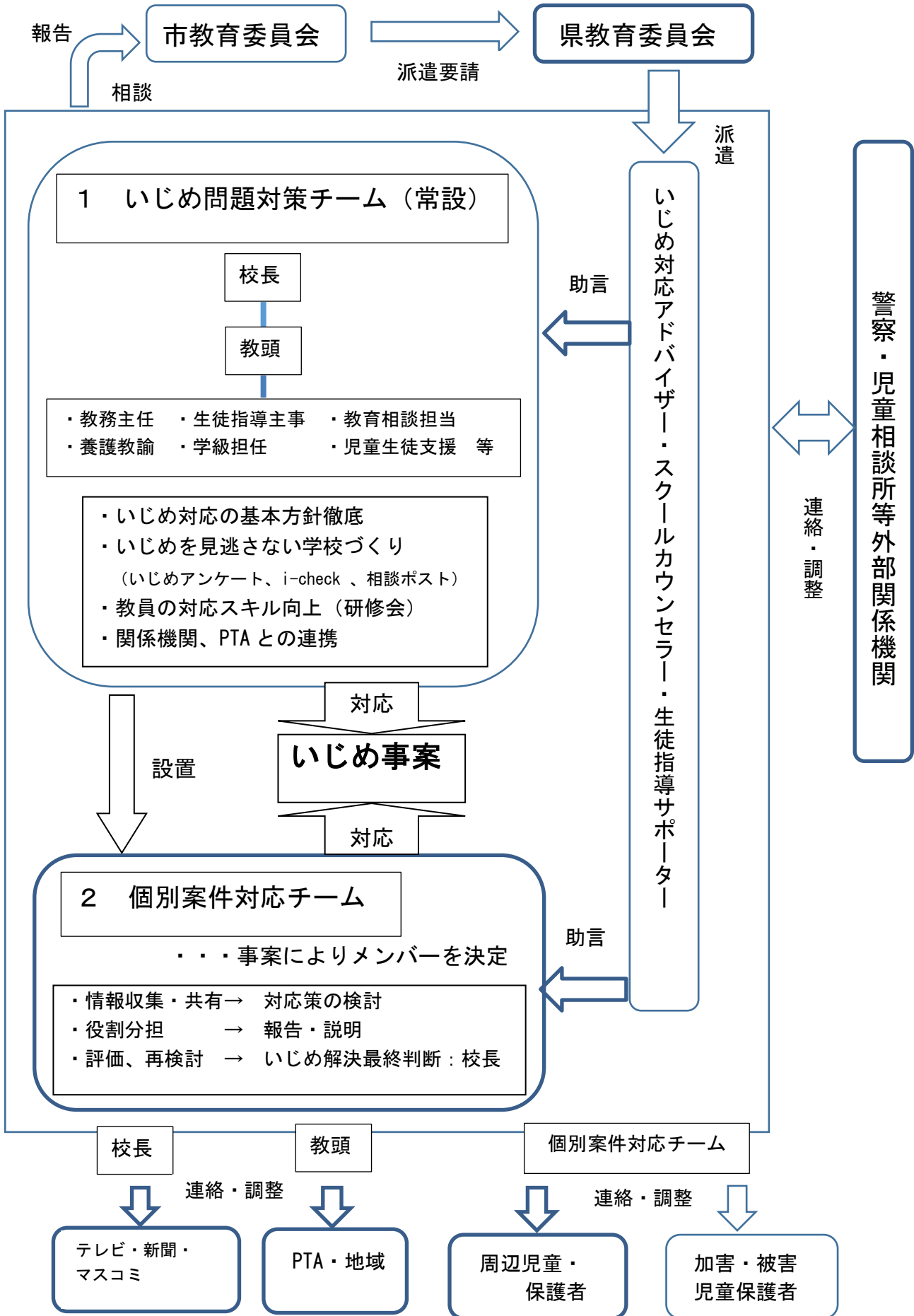
校長をトップに、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当者、養護教諭、学級担任、児童生徒支援等とし、加えていじめ対応アドバイザー、スクールカウンセラー等の専門的知識を有する者を加え構成する。

※いじめ問題対策チームを「常設する」とは、会合の定期的開催を増やすということではなく、日常的にいじめに関する情報が教職員間で交換・共有されている状態を指す。

そのために、校長等管理職に教職員や児童の声が届く仕組みを整え、教職員全員がいじめ問題について正しい理解や鋭い感覚をもち、常にいじめ問題に即応できる体制を維持すること。

③いじめ問題に対する校内組織体制整備（次ページ）

いじめ問題に対する組織体制



イ 関係機関との連携

学校がいじめを認知した際、校長は責任を持って教育委員会に報告する。学校や教育委員会が、いじめを行う児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

(2) 子供や保護者への対応

ア いじめられている子供への対応

【学校】

- ・いじめられている子供を必ず守り通すという姿勢及び安全・安心を確保するための具体的な対応を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ・決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと子供の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめた子供の謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・子供的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・いじめられている子供を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【家庭】

- ・子供の様子に十分注意して、子供のどんな小さな変化についても気にかけて、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・子供の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静にじっくりと聞き、子供の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

イ いじめている子供への対応

【学校】

- ・頭ごなしにしかるのではなく、いじめられている子供の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、自らの行為の責任を理解させる。
- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた子供からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめた子供が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、自らの行為がいじめに当たることを十分に理解させた上で指導に当たる。
- ・いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを十分に理解させる。

- ・必要に応じて、外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・いじめた子供の不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・いじめた子供の立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・保護者に対して、いじめの事実と指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭】

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・子供の変容を図るために、子供との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

ウ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた子供たちに対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

エ いじめられている子供の保護者への対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子供を守り通すことを十分伝える。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じて個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・家庭においても子供の様子に十分注意してもらい、子供のどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

オ いじめている子供の保護者への対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子供や保護者の、辛く悲しい気持ちに気付かせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめられた子供の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした学校側の姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・子供の変容を凶るために、子供との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

(3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの条件を満たす必要がある。ただし、以下の条件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も考慮し判断するものとする。

ア 解消の二条件

① いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害児童に対する、心理的・物理的な影響を受けない状態が少なくとも3か月は続いていること。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要とされる場合は、「いじめ問題対策チーム」で判断し、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害児童本人とその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。

イ 解消後の見守りの重要性

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめの被害児童及び加害児童については日常的に注意深く継続して観察する必要がある。

6 インターネット上のいじめへの対応

(1) ネットいじめの特徴について

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものになる。
- ・一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があり、刑法上の名誉棄損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となる。
- ・匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ・インターネット上に一度流出した個人情報等は、回収・消去することが極めて困難であるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子供の携帯電話・スマートフォン等の利用の状況を把握することが難しい。
- ・子供の利用しているサイトなどを詳細に確認することが困難なため、いじめの実態の把握が難しい。
- ・パスワード付きサイトやSNS、グループチャット、携帯電話・スマートフォン等のメールを利用したいじめ等については、より大人の目に触れにくく発見しにくい。

- ・グループチャット機能のあるアプリを使用している場合に、グループから外されるといふ行為が散見される。

(2) ネットいじめの未然防止・早期発見について

- ・児童に対して、ネットいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるため、学校や地域の実態及び児童の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する必要がある。
- ・早期発見の観点から、教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施するなどの方法により、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・児童が悩みを抱え込まないよう、学校内に児童が相談しやすい環境を作ることが重要である。また、地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ・ネットいじめについて、教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。
- ・インターネットの利用に関する親子のルール作りや児童同士のルール作りを推進する。
- ・保護者は、子供と家庭内で話し合い、利用に関する基準づくりなど適切な対応に努める。

(3) ネットいじめの対応について

- ・ネットいじめの対応に当たっては、その性質上、より速やかで適切な対応が求められる。また、保護者や関係機関との連携が重要である。
- ・グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害児童及び加害児童双方から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導が重要である。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、掲示板の管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や地方法務局の協力を求める。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(4) 削除依頼等の手順について

①事実の確認

被害者本人及び保護者の了解のもと、発見の経緯、書き込み者の心当たりの有無、保護者への相談状況、他の児童の認知状況等を確認し、実態を把握する。なお、書き込みのあった掲示板等のアドレスを控え、書き込み内容は保存しておく。

②対応方針の検討

把握した実態に対し、校長の指示のもと組織的に対応する。その際、被害者本人及び保護者の心情にできる限り配慮する。

③児童生徒への対応

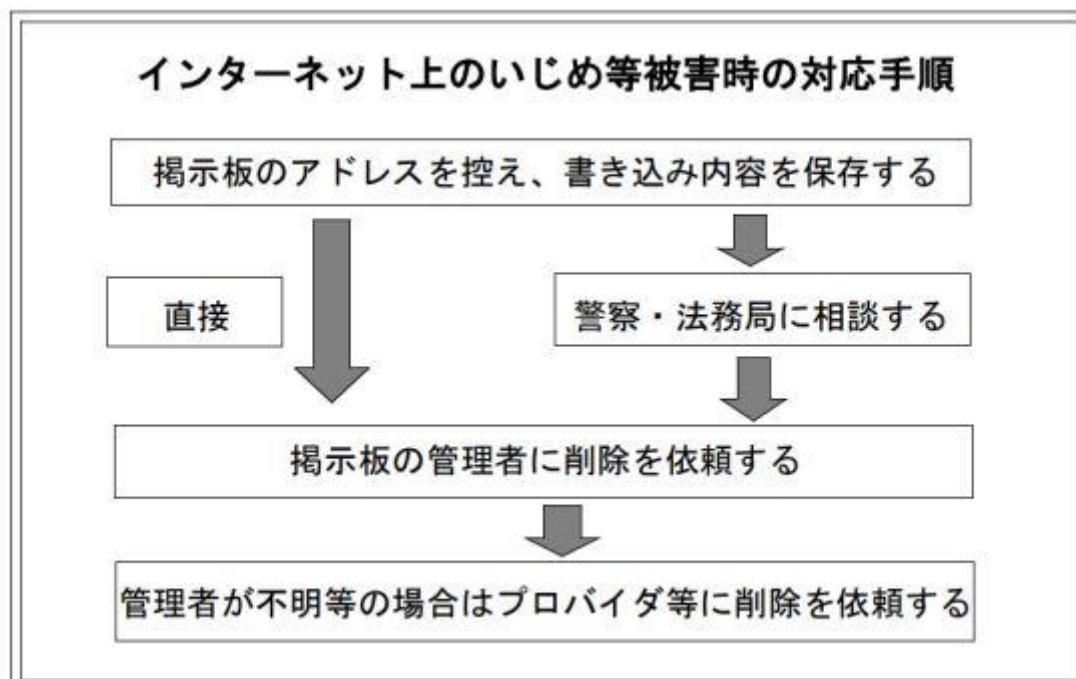
被害者本人への対応（不安の共感的理解）、加害者への対応（書き込み者が特定されている場合）、当事者以外の児童への指導（必要と判断した場合）等について、インターネット上の対応と並行して行う。

④インターネット上の対応

書き込み者が特定できた場合には、当該児童に書き込みを削除させることが先決である。書き込み者が特定できない場合には、被害者本人や保護者又は学校等が掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。削除依頼のタイミングは、事案の内容に応じて適切に判断する必要がある。

⑤事後の経過の確認

書き込みを削除できた場合でも、しばらくの間は、被害者の心のケアはもちろんのこと、その後の書き込み状況の経過を見る必要がある。



7 重大事態への対処

(1) 重大事態について

①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合 (法第28条第1項第1号)

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある 場合(法第28条第1項第2号)

- ・「相当の期間」の目安は年間30日
- ・一定期間連続して欠席しているような場合は、上記目安にかかわらず教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手

児童・保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2) 重大事態発生への報告

重大事態が発生した場合、学校は、市教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。また、市教育委員会は、その事案の調査を行う主体について判断する。

(3) 重大事態の調査

①学校が調査主体の場合

- ・市教育委員会の指導・助言のもと、速やかに市立学校の下に、重大事態の調査組織を設置し、質問紙の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める必要がある。そのため、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、調査に当たる。
- ・調査の実施に当たっては、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- ・これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

②市教育委員会が調査主体の場合

- ・市教育委員会の下に、速やかに公平・中立な「いじめ問題対策調査委員会」を設置し、質問紙の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- ・学校は市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

具体的には、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものである。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査し、学校や教育委員会が事実にはっきりと向き合おうとする姿勢が重要である。

①いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。その際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先として調査を実施する。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童の背景をつかんで指導を行い、いじめの行為を止める。さらには、いじめられた児童の事情や心情を聴取し、本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

②いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取するとともに、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

【自殺の背景調査における留意事項】

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する必要がある。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちを十分に配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指して進めていく。

なお、調査にあたっては、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改定版）（平成26年7月文部科学省）」により適切に対応する。

③その他の留意事項

事実に基づかない風評等が流れ、児童・保護者・地域に不安が広がらないよう一貫した情報発信を行うとともに、個人のプライバシーへの配慮に十分留意する。

(5) 調査結果の提供及び報告

①調査結果の提供

- ・市教育委員会又は市立学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・情報の提供にあたっては、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

- ・得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

②調査結果の報告

- ・学校に係る調査結果については、市長に報告する。
- ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(6) 調査結果を踏まえた必要な措置

市教育委員会及び市立学校は、調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

8. 令和6年度 年間指導計画表

月	生徒指導				特別活動			
	生活目標	指導事項	アンケート・面談	校内研修等	学級活動	児童会	学校行事等	
4	相手に伝わるようにあいさつをしよう	朝・帰りのあいさつ	アンケート	生徒指導の基本方針 共通理解 児童理解の会	一学期のめあてを考えよう	前期委員会組織作り なかよしグループ「はじめのまじろの会」	入学式、新任式、始業式 授業参観、学年懇談会	
5	あたたかい言葉づかいをしよう	相手のことを考えた言葉づかい	ともたちアンケート i-check	いじめの問題対策チーム会議	なかよしグループで仲良くならよう	なかよし遊び	全校集会 地域訪問 遠足、宿泊体験学習(5年)	
6	ろう下・かいたんを正しく歩こう	静かに歩く 右側歩行	ともたちアンケート	いじめの問題対策チーム会議	歯を大切にしよう	なかよし遊び	全校集会 器械運動交歓会(4年) 音楽会(5年)	
7	時間を守ろう	授業準備 ヘルプ とりかかり	ともたちアンケート (持ち帰り)	いじめの問題対策チーム会議	夏休みの過ごし方を考えよう	なかよし遊び	全校集会 終業式 通知表渡し	
8	規則正しい生活をしよう	早寝、早起き、朝ごはん		いじめ対応アドバイザーを招いての 校内研修			全校登校日 親子参事作業(PTA)	
9	たれにでもあいさつをしよう	先生や地域の方へのあいさつ	ともたちアンケート	いじめの問題対策チーム会議	二学期のめあてを考えよう	運動会児童会種目	始業式	
10	身なりを整えよう	正しい身なりで過ごす	ともたちアンケート i-check	いじめの問題対策チーム会議	自分や友だちのよいところを見つけよう	後期委員会組織づくり 児童集会「なかよし遠足」	全校集会 宿泊体験学習(5年) 運動会 体育大会(5年)	
11	しせいを正しくしよう	学習の姿勢を正す	ともたちアンケート	いじめの問題対策チーム会議 校内研修	性指導月間	なかよし遊び	全校集会 学校公開 マラソン記録会	
12	友だちのよいところを見つけよう	友だちのよさや頑張りを 見つけ、仲良く過ごす	ともたちアンケート (持ち帰り)	いじめの問題対策チーム会議	冬休みの過ごし方考えよう		全校集会 終業式 通知表渡し	
1	進んであいさつをしよう	進んで誰にでもあいさつ	ともたちアンケート	いじめの問題対策チーム会議	三学期のめあてを考えよう	なかよし遊び なわとび集会	始業式	
2	ろう下・かいたんを正しく歩こう	静かに歩く 右側歩行	ともたちアンケート	いじめの問題対策チーム会議	6年生を送る会に向けて	6年生を送る会	全校集会	
3	感謝の気持ちをもって生活しよう	お世話になった人や物に 感謝を伝え、大切に使う		いじめの問題対策チーム会議 児童理解の会(来年度に向けて)	もうすぐ〇年生	なかよし遊び(ありかとうの会)	全校集会 卒業式 修了式 離任式	
通年				人間関係づくりの取組、いいねカードの活用、個人カードへの記録、自己肯定感や自己有用感が高まる指導の充実など eネットキャラバンなど外部講師を活用した、ネットやゲームなどの利用に関する指導、終礼での児童理解	児童が主体となった委員会活動や児童会活動、児童会活動、学校行事等のふり返りの充実など			

* 月別生活目標は、児童の実態や達成度を見ながら柔軟に変更していく。

参考資料 1

◆重大事態とは……

1. いじめにより児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
2. いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態に対する調査・報告体制

①重大事態発生の報告

- 市立小・中学校は、重大事態が発生した時は、その旨を市教育委員会を通じて速やかに市長に報告する。(法第30条第1項)



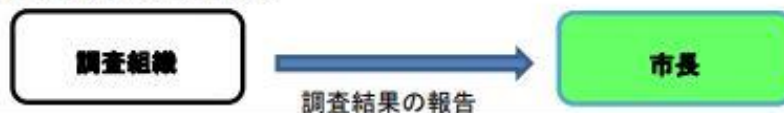
②調査組織

- 市教育委員会又は市立小・中学校は、その事態に対応するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する。(法第28条第1項)



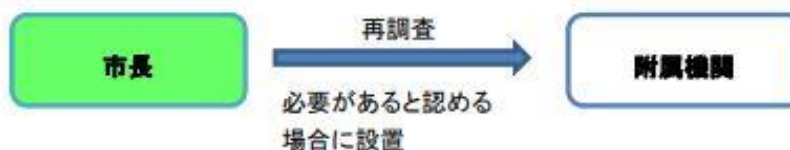
③調査結果の報告

- 調査の結果を市長に報告する。



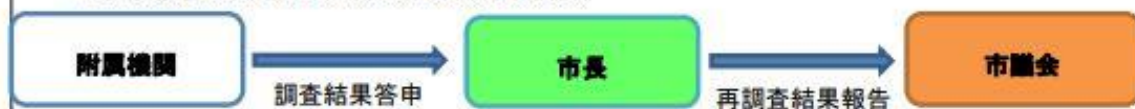
④再調査

- 市教育委員会又は市立小・中学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行うなどの方法により再調査を行うことができる。(法第30条第2項)



⑤再調査結果報告

- 市長は、市教育委員会又は市立小・中学校が行った調査の結果について再調査を行った時は、その結果を議会に報告する。(法第30条第3項)



⑥市長及び市教育委員会は、必要な措置を講ずる

- 再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。(法第30条第5項)

※かほく市いじめ防止基本方針より引用

参考資料2 主な相談機関の案内

相談機関	電話番号	受付時間
24時間子供SOS相談テレホン	0120-0-78310	24時間受付
石川県こころの健康センター	076-238-5750	月～金 8:30～17:15
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～土 9:00～13:00
石川県中央児童相談所	076-223-9553	月～金 8:30～17:45
「子どもの人権110番」 (法務局)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
金沢法務少年支援センター (金沢少年鑑別所内)	076-222-4542	月～金 9:00～17:00
いじめ110番 (県警少年課)	0120-617-867	24時間受付
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00
こどものなやみごと相談 (金沢弁護士会)	076-221-0831	毎週木曜 12:30～16:30
かほく市教育センター	076-283-7170	月～金 9:00～17:00